

令和2年第2回市民福祉委員会会議録

令和2年4月21日

第2委員会室

開 会： 午前11時16分

委 員 長 柘植 孝彦

副委員長 西尾 努

2番委員 近藤 純二、3番委員 安藤 直実、4番委員 後藤 康司、5番委員 堀 誠

委員長 ; それでは、ただ今から、令和2年第2回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いをいたします。それでは、はじめに市長さん、ご挨拶をお願いします。

市長 ; 皆様こんにちは。本会議に引き続きましての委員会ということで、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、少しだけご報告申し上げますと、先週国が、緊急事態宣言を全都道府県に発令し、そして知事もお店の利用の自粛を要請するということになりました。これに伴いまして、協力金等の交付もするわけでございます。それにつきまして恵那市としては、コールセンターを設けて、金曜日に37件の問い合わせをいただいております。土曜日は15件、そして日曜日は3件ということで、その半分は協力金に関する問い合わせということでございました。

まずは、ここまで落ちついてきたということでございますが、引き続き5月になりますと、今度は個人の皆様に向けた、給付金の交付が始まるということになっております。また予算等でご説明申し上げることになるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は4月の補正予算ということでございます。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございました。続きまして副議長さん、ご挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さんこんにちは。本会議に続きまして委員会、ご苦労さんでございます。特に執行部の皆さんは、連日新型コロナ対策で大変お疲れのところ、国難ということでございますので、皆さん力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いし

ます。

当委員会へ付託された4件でございますが、慎重審議をして、適切な議決を賜りますようにお願いして挨拶とします。よろしくお願いします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してからマイクに向かって発言するようお願いをいたします。

委員長 ; はじめに、「議第48号 恵那市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。1番委員。

1番委員 ; 今まで、個人番号カード作ってない方が、通知カードで例えば、番号を表示して、給料の何ですか。だとか、あと申告なんかの申請なんかもそういうことでできったと思うんですけど、今後こういうのも継続はされるんですかね。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; はい、お答えいたします。通知カードの代わりですけれども、国からの報告ですと、個人番号通知書というものが、各個人に送られます。そういった個人番号通知書というものは、出生とか、外国人で入国された方等、そういった方に、今後は発行されるということでございます。しかしながら、これは通知カードのように、効力がとても低いので、再発行することが不可能となります。その代わりですけれども、国のほうから、マイナンバーカードの推奨を求められておりますので、そちらのほうに移行していただいたり、取得できていない方については、住民票のほうに、個人番号が記載可能ですので、そちらを取得していただいて、会社等に提出いただければいいかと思います。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; すいません廃止ということですけど、私たち市民側から言ったら、これは持ってなくてもいいよということではないという理解でしょうか。もし無くした場合、じゃあ何か控えて、やっぱりおかなきゃいけないのか。その辺って、どうなるんですかね。

委員長 ; はい、市民課長。

市民課長 ; はい。本来ですと、国のほうからマイナンバーカードの移行を進めておりますので、

わたくしどもの方でも、カードを作っていただきたいということで、周知させていただいております。どうしてもできない方もいらっしゃると思いますので、通知カードというものは無くなりますが、どうしても番号が知りたいという方につきましては、先ほど申し上げましたように、住民票を取っていただくことで、番号が分かりますので、その辺りで大丈夫だと思います。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第４８号 恵那市手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第４８号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第４９号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。３番委員。

３番委員 ; 本当に毎日、感染して働けなくなった場合に、有り難い手当だと思いますが、２点ほど質問しますけども、全員協議会の時の説明資料によりますと、発熱等の症状があった感染が疑われる場合に限る。という条件がありましたけど、そもそも、これ、自分が行ったときに、私が絶対新型コロナだっていうふうに思っていく人じゃない人が、結構行かれると思います。その時に行って、特にそこでは、直ぐに判らないですね。なので、症状があったっていうところで、要するに診察受けなくても、医者がそうだって判断しなくても、その日から３日後という時から出ると。すいません、開始の日のことがよく分からないので、教えてもらいたいと思いますけど。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。今お尋ねの件ですが、この緊急対策では、感染防止対策の抑制というのも一つの目的になっておりますので、感染が疑われる場合につきましても、症状が出始めた

37 度 5 分以上、また倦怠感、また、そういった症状が出た場合につきましては、3 日を経過した後ですね、4 日目から支給の対象になります。ですので、これにあたりましては、医療機関に受診しない場合につきましても、事業者の証明、本人の申し立て及び事業者の証明といったものに代えて、支給の申請を行うことができます。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; その辺ちょっと微妙で、今、37 度 5 分以上出てないとだめだとかって言われたけど、実は自分の体温がもっと低くて、その前段階の、多少の微熱があった時とか、それだって、もう少しだったら、新型コロナっていうふうな可能性あるわけじゃないですか。だから、その辺の微妙なところは、自己申告できちっとやっていただけるのか、誰が最終的にそれをチェックするのかなと思いますけど。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; 一般的に今 37 度 5 分、倦怠感といった新型コロナ症状を説明させていただきましたが、症状が出ない場合というのも、今回新型コロナ感染ではありますので、そういったご本人の申し立てに代えることもできます。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; その辺ね結構微妙なところなので、やっぱり、できるだけ出せる方向でやっぱり考えてもらいたいということです。これは、医師の診断書もちろん要るわけですよね。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。感染が疑われる場合につきましては、医療機関に受診しない場合もあります。そういった疑いがある場合、また、そういった症状を受けた中で、労務ができない場合につきましては、事業者の証明をもって申請に代えることができます。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; じゃあ、医師の診断というのが、必ずしも必要じゃないということでもいいですね。はい。補正額のことで、100 万円ですね。これの根拠みたいな、どういった人数とかっていう話しですよ。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; 今、委員おっしゃられました予算の根拠でございますが、県内の他市等の動向も踏まえた中で、給与収入者につきまして、市内でございますが、国保の加入者が 2,943 人の給与収入者がおります。これらの国保加入者が 1 万 570 人ですので、27.8%の方が給与収入者ということで、給与収入、1 人当たりの、3 分の 2 ということで、約 5 万 8,000 円を見込んでおります。罹患率を 0.6%程度で推測いたしまして、17 人で計上

したものが、100 万円ってというような形で予算要求させていただきました。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; 0.6%っていうのは実際に人数でいくと、どれぐらいになるのか。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; 人数につきましては 17 人ということで見込みました。あくまでも推測ということで計上させていただきました。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。この人数ですけど、こんなに発生しないほうが本当はいいんですけども、仮にもう少し増えた場合とか、そういった場合は、今回これだけじゃ足りなくなる可能性がありますけど、そうした場合もう一回補正するのか、どういうふうにするのか。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; 委員の言われるとおり、発症が無いというのが本当に望まれますが、100 万円計上させていただきました。国保会計の中で 500 万円予備費を持っておりますので、その予備費を、もし足りない場合は充当させていただきたいと思います。また、予備費も足りないという場合は、また議員さん方をお願いすることとなると思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; それでは、ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 4 9 号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 4 9 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 1 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算（第 1 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; すみません、ちょっと順番にいきますね。プレミアム商品券についてですが、あの、

今回、

(マイクオフ：そこは違う。と発言する者あり)

委員長 ;そこは所管が違います。

3 番委員 ;え、ちょっと待って。これ、子ども・子育て支援事業費ですよね。事業費の費目は市民福祉の管轄でないですか。いいですよね。

委員長 ;じゃあ、続けてください。子育ての関係のほう。

3 番委員 ;そうですね、子育てのほうから提案してくださったので、この事業費になっていると思うけど、いいですか。

放課後児童クラブに所属しない人たちのためについていうことで、1人2,000円でした。結構決断してくださって、良かったなというふうに思いますが、これ実際に発行するタイミング。今、そうですね、まさにその子ども達は家に居るので、確かにお昼の心配とかいろいろあります。それに本来使えるようにっていう話でしたと思いますが、タイミング、いつ発行するかということ。何に使えるかっていうことですね。お願いします。

委員長 ;はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ;はい。ただ今のご質問の発行のタイミングの件でございますが、今回、考えているのは、商工観光部が発行するプレミアム商品券1人2,000円分を、こちらの経費で買わせていただきまして、配布するという事を考えております。そのため、プレミアム付き商品券の発行の時期につきましては、まだ、いつかというところまでの話にはなっておらないというふうに伺っております。

商品券ですので、お店で商品券を使うということが想定されますので、今の時期に、お店に積極的に行けという時期では、今はありませんですから、この新型コロナの状況が落ちついてから。というようなことになろうかと思います。ただ委員がおっしゃるように、今、自宅で食品についてお困りということのご意見もございますので、この辺につきましては、できるだけ早く、こちらのプレミアム付き商品券を配られるよう努力をしたいと思います。

2 番目の質問、何に使えるかにつきましても、商工観光部の設定に従うものでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ;はい、3 番委員。

3 番委員 ;商工観光部と一緒に考えてっていいことですが、多分最初の提案説明のときは、放課後児童クラブの人と、今、実際に家でも子ども見ているから、お昼の食材とかそういうものに使えるようにっていう話だったと思うので、今、やっぱり休業期間がま

さに発生している時なので、余りそのずれたら、ちょっとタイミング的に合わない。
で、消費喚起、今後の事業者が助かるよっていうことなら、もうちょっと遅れてもいい
かもしれませんが、今、まさにいる子どもたちのためですので、やはりあの、ス
ピード感がこれ大事だと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。おっしゃることは、ごもっともかと思います。金額も2,000円ということ
なので、しばしご辛抱いただきまして、また、タイミングのときにお配りするという形
しか、仕方がないかなというふうに思っております。以上です。

委員長 ; はい。3番委員。

3番委員 ; じゃあ、実際ですね、どれぐらいのタイミングで出されるのか、そこもまだ、全然未
定ということ。でよろしいですか。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。左様でございます。7月ぐらいにはなろうかというふうに聞いております。以
上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; 保健センター一般経費のところで、マスクとかアルコール消毒とか、本当に大量に発
注していただくことがいいことだと思うんですが、これ実際に発注をかけて、いつぐ
らいに納品されるとか、タイミングですよ。今、全国的にどこもないような状況な
ので、恵那市としてはどれぐらいに納品していただくことができるのかとか、その辺
の、予定を教えていただきたいです。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。ただいま発注をさせていただいております、マスクについては4月の末ぐら
いから少しずつ、入ってくるのではないかなという見込みです。

あと、消毒液につきましても、大量には、一遍には入ってこないんですけども、ぼ
つぽつと、入ってきているような状況です。以上です。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; それこそ、タイミングで、やっぱり、今、抑えないといけないっていう時ですの
で、やっぱり納品先に本当にお願ひすることが早く、大事だと思います。で、実際に
これが、何処に行くかっていうのは、説明によりますと、市民一人一人に、もちろん
行かなくて、高齢者施設と、子ども関係っていうことでしたけども、これ、高齢者施
設っていうのはどういう施設ですかね。今、恵那市に登録のある事業所なのか。全体、
全て満遍なくいくということですか。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい、高齢者福祉施設、そうですね登録していただいているところとか、把握できる
ところでお配りできればというふうに思っておりますけれども、また、状況を見なが
ら、一般の市民の方へはどうするかとかも、今後、検討していきたいとは思っており
ます。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; やっぱり、一般の市民に回るのは、今、国から 2 枚ずつという話でした。あれも、
ほんと国がやる必要があるのかな。ということも思いましたが、自治体の中ででき
ること、市から配布ばかり頼ることじゃなくて、例えば、市民で寄附したいって
いう、そういう、本当に数枚ですよ、1 人持っているものを、例えば寄附したいとか、
そういう声もちらほら聞いているんです。その辺の対応ってどうでしょうか。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。これから布マスクの作ろう運動とか、いろいろ考えておりまして、布マスクも
家庭に余っているっていう方もいらっしゃるかもしれませんので、そういう方たちの
ご提供いただける場とか、そちらのほうも、ちょっと検討するといいいのかなというふ
うに、今考えているところでございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。高齢者等生活支援事業ということで、これの高齢者の施設に、感染症対策とい
うことです。で、ひとつ、サービスの利用ができなくなって、食事をとることが困難
になった世帯に弁当配布、配達、これ大変、早い対応でいいかなと思います。
実際にですね、昨日対策本部から、高齢者施設のサービス休止一覧表の配信がありま
して、私も見ましたが、幾つかの施設では、もう昼食なしの対応っていう、実際に
出ているので、必要かなと思います。実際にこの 472 万 9,000 円、これの内訳を教え
てもらいたいんですけど。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。予算額としましては 472 万 9,000 円を予算計上させていただいております。

これにつきましては、お弁当自体はご本人ご負担でお願いします。ということになっ
ております。恵那市には各 13 地域ございますので、この 13 地域へお弁当を配送する
委託料という形で、今回予算計上させていただいております。地区によって少し単価
が異なっておりますけれども、1 カ月あたり約 20 日間配達ができるように、なおか
つ 6 カ月間、これが続いた場合を想定して、予算計上させていただいたところでござ
います。以上です。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; これ、何人分とかっていうふうではないってことですか。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。配達につきましては、委託先と今は調整しているところですが、1食2食という食数ではなくて、1日、5、6食ぐらいまでだろうと思いますが、お弁当の個数ではなくって、1回、2回という、回数で、委託金額が決まりますので、食数とは必ずしも連動するものでございません。

委員長 ; はい。3番委員。

3番委員 ; そうすると、仮に今、恵那市デイサービスセンター恵愛では昼食なしとか、実際にあるんですけど、この人達が何人いらっしゃるかと、具体的にはそういうふうで、そこからの要望を聞いてやるということですかね。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; 現在、ケアマネージャーさんを通じまして、デイサービスはサービス提供させていただいております。その、ケアマネージャーさんのほうへ調査をさせていただいたところ、食事を利用されるであろう見込みの方が270人ほどお見えでございます。ですので、その方々が対象者となってまいります。あと、今回の場合は、デイサービス等の代替のサービスということになりますので、そちらを利用されていた方の中から、ご希望をお聞きして、配食をしていくということで設計をしております。以上でございます。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; そうすると、デイサービスの利用がもう完全にできなかった人が対象っていうことですね。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。当面はデイサービス等の代替サービスとして考えておりますので、それを中心に実施をしていきたいと考えております。今後、利用者数がまだ想定がつきませんので、代替サービスとして実施をして、様子を見ていきたいと考えております。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 1 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算(第 1 号)(歳入歳出所管部分)」
は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 1 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 2 号 令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 2 号 令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 5 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一
任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和 2 年第 2 回市民福祉委員会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午前 11 時 44 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 柘 植 孝 彦